

【法第3条】

【法第4条】

【法第5条】

有害物質使用特定施設の廃止の届出

一定規模以上の形質変更の届出

命令発出基準への該当性判断

義務発生

汚染のおそれの基準の該当性判断

命令発出基準への該当性判断

調査命令の発出

調査命令の発出

義務発生

義務発生

調査対象地の土壌汚染のおそれの把握 (地歴調査)

情報の入手・把握

法第3条

法第4条・法第5条

調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類通知の申請

調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類通知

調査実施者が通知の申請を行わなかった場合、土壌汚染状況調査結果を報告した際に、都道府県知事が試料採取等対象物質の不足を指摘し、再調査を命ずる可能性あり。

試料採取等対象物質の特定

(試料採取等対象物質の追加)

土壌汚染のおそれの区分の分類

試料採取等を行う区画の選定

試料採取等

土壌汚染状況調査結果の報告

【土壌汚染状況調査】

調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等は省略可能。その場合、試料採取等対象物質が第二溶出量基準及び土壌含有量基準に不適合な状態とみなす。
※試料採取等の特例における調査の過程の省略では、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に不適合な状態とみなす場合あり

結果報告

汚染状態に関する基準への適合性

基準適合 → 規制対象外

基準不適合

要措置区域に指定

該当する

健康被害が生ずるおそれに関する基準への該当性判断

該当しない

形質変更時要届出区域に指定
・自然由来特例区域等（自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域）に該当する場合は台帳に記載

凡例

- 都道府県知事の手続
- 土地所有者等の手続
- 調査実施者の手続